

# 大学設置基準等改正の主な具体的内容

令和4年6月22日中央教育審議会  
大学分科会（第168回）資料2-1より一部抜粋

## 一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

## 二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

## 三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文中明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

## 四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

## 五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について、必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書

及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し、提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

## 六 教育課程等に係る特例制度

※認定基準等手続きに関する告示は別に定める

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定

## 七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化。

## 八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像、音声等の提供が含まれることを明確化

## 九 本省令案の附則

- 以下の趣旨の附則を規定
  - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
  - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
  - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
  - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること
  - ・単位制度については、他の省令整備もあることから、公布から施行まで一定の期間を空けること

※専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第五条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

- 第一章 「略」
  - 第二章 教育研究実施組織等（第四条―第五条の二）
  - 第三章 教育課程（第六条―第十条）
  - 第四章 課程の修了要件等（第十一条―第十六条）
  - 第五章―第十章 「略」
- 附則

（趣旨）

第一条 「略」

2 「略」

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 教育研究実施組織等

（教育研究実施組織等）

第四条 専門職大学院は、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

第五条 「略」

2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の基幹教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員のうち同項の資格を有する者がこれを兼ねることができる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課

改正前

目次

- 第一章 「同上」
  - 第二章 教員組織（第四条・第五条）
  - 第三章 教育課程（第六条―第十一条）
  - 第四章 課程の修了要件等（第十二条―第十六条）
  - 第五章―第十章 「同上」
- 附則

（趣旨）

第一条 「同上」

2 「同上」

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 教員組織

（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 「同上」

2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員のうち同項の資格を有する者がこれを兼ねることができる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課

<p>程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の收容定員を減じてその教育研究実施組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は收容定員を減じる場合にあつては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限り、）であつて、当該設置から五年を経過するまでの間に限る。）。</p> <p>3・4 「略」</p> <p>（組織的な研修等）</p> <p>第五条の二 専門職大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職大学院の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>第三章 教育課程 （教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 専門職大学院は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五條の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>（連携開設科目）</p> <p>第六条の三 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学院が当該専門職大学院と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第十二条において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学院が自ら開設したもののみなすことができる。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>2・3 「略」</p> <p>（授業を行う学生数）</p> <p>第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数</p>	<p>程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の收容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は收容定員を減じる場合にあつては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限り、）であつて、当該設置から五年を経過するまでの間に限る。）。</p> <p>3・4 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>第三章 教育課程 （教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>（連携開設科目）</p> <p>第六条の三 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学院が当該専門職大学院と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第十二条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学院が自ら開設したもののみなすことができる。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>（授業を行う学生数）</p> <p>第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数</p>
---	--

は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条（面接授業及びメディアを利用して行う授業に関する部分に限る。）、第四条及び第五条の規定を準用する。

〔条を削る。〕

第十一条・第十二条 〔略〕

（特別の課程の履修等）

第十三条の二 〔略〕

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第十四条 〔略〕

2 前項の規定は、第十三条第二項の場合に準用する。

3 前二項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十三条第一項（同条第二項において準用する

は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第十二条・第十二条の二 〔同上〕

（特別の課程の履修等）

第十三条の二 〔同上〕

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第十四条 〔同上〕

2 前項を加える。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十三条第一項（同条第二項において準用す

場合を含む。)及び前条第一項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 「略」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百一条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

「見出しを削る。」

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果を上げることができると認められるものとする。

(法科大学院の授業を行う学生数)

第二十条の四 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

場合を含む。)及び前条第一項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 「同上」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百一条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

(専門職大学院の諸条件)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。

(法科大学院の授業を行う学生数)

第二十条の四 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、五十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第二十條の八「略」

2 法科大学院は、その定めるところにより、認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第二十二條第三項及び第二十五條第四項において同じ。）を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については、一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

(特別の課程の履修等)

第二十一條の二「略」

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二條 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第二十一條第二項の場合に準用する。

2 前項の場合において、一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、五十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができるものと認められる場合は、この限りでない。

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第二十條の八「同上」

2 法科大学院は、その定めるところにより、認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第二十二條第二項及び第二十五條第四項において同じ。）を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については、一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

(特別の課程の履修等)

第二十一條の二「同上」

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前條第一項及び第二項により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二條 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

「項を加える。」

3 前二項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第三項の規定にかかわらず、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、第二十一条第一項及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 「略」

2 前項第一号の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位のうち、第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位を超えてみなすことができる。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、第二十一条第一項及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 「同上」

2 前項第一号の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位のうち、第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位を超えてみなすことができる。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単



課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 [略]

2 [略]

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二第二項及び第二十二條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書又は第二十一条の二第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。)を超えないものとする。

4 [略]

(特別の課程の履修等)

第二十七条の二 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第二百二條第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、当該教職大学院における授業科目の履修とみなし、教職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十八条 [略]

位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 [同上]

2 [同上]

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二第二項及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書又は第二十一条の二第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。)を超えないものとする。

4 [同上]

(特別の課程の履修等)

第二十七条の二 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第二百二條第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、当該教職大学院における授業科目の履修とみなし、教職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十八条 [同上]

2 前項の規定は、第二十七条第二項の場合に準用する。

3 前二項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第三項の規定にかかわらず、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第二十九条 〔略〕

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

3 〔略〕

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

4 〔略〕

5 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあっては第十二条、第二十一条第一項（同条第二項にお

「項を加える。」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第二十九条 〔同上〕

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

3 〔同上〕

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前二項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

4 〔同上〕

5 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあっては第十二条の二、第二十一条第一項（同条第二項に

て準用する場合を含む。)、第二十二條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第二十五條第一項の規定により、教職大学院にあつては第十二條、第二十七條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第二十八條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。))の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前條の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

(國際連携専攻に係る修了要件)

### 第三十九條 「略」

2 前項の規定により國際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において國際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二條、第十三條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第十四條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。))の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四條第一項の規定により修得したものとみなす単位について、國際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

### 3 「略」

4 前項の規定により國際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において國際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二條、第二十七條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第二十八條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。))の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八條第一項の規定により修得したものとみなす単位について、國際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

「見出しを削る。」

において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項若しくは第二十五條第一項の規定により、教職大学院にあつては第十二條の二、第二十七條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前條の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

(國際連携専攻に係る修了要件)

### 第三十九條 「同上」

2 前項の規定により國際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において國際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二條の二、第十三條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。))、第十四條第一項又は前條の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四條第一項の規定により修得したものとみなす単位について、國際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

### 3 「同上」

4 前項の規定により國際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において國際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二條の二、第二十七條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。))、第二十八條第一項又は前條の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八條第一項の規定により修得したものとみなす単位について、國際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(その他の基準)

<p>第四十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条第一項、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。）の定めるところによる。</p> <p>2 「略」</p>	<p>第四十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。）の定めるところによる。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	